平成２２年（フ）第３号
茨城県取手市井野団地４―13―206、居所茨城県常総市水海道山田町1118―８　ナカジマアパート２号
債務者　松本　建司
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第４号
茨城県取手市双葉２丁目13番18号
債務者　飯田婦美子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５号
茨城県取手市井野１丁目12番12号
債務者　森　　泉（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　９棟201号室
債務者　大森　勝美
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１００１６号
大阪府茨木市美穂ケ丘19番Ｄ―1015号
債務者　勝村　敏男
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１０９号
大阪府吹田市千里山西５丁目41番29号
債務者　阿井　栄次
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２４９号
大阪市大正区南恩加島６丁目８番５号　１階
債務者　佐藤　　篤
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３５０号
大阪市天王寺区舟橋町９番22号　プリオール舟橋702号
債務者　石嶺千奈美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７０号
大阪府寝屋川市東神田町35番19号
債務者　新山　初代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県芦屋市若葉町７番３―1111号
債務者　坂電土木工事こと　坂口　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２号
兵庫県芦屋市若葉町７番３―1111号
債務者　坂口　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９号
兵庫県尼崎市築地４丁目１番４―304号
債務者　岩本こと　李　　愼治
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県尼崎市小中島３丁目14番８号　アレックス203号
債務者　川﨑　芳江
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８２０号
大分市大字片島1228番地の１第２クレスト河野ビル601
債務者　江川　光春
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１９号
宮崎県延岡市粟野名町1684番地、住民票上の住所宮崎県延岡市大武町248番地
債務者　上杉　麗菜（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２７３号
宮城県大崎市古川大宮２丁目７番26号　エミーナ205号、従前の住所三重県津市新町１丁目４番26号　ウイングプラザ401
債務者　松橋　慶幸
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５４号
山形県最上郡金山町大字金山422番地
債務者　青柳成太郎
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
山形地方裁判所新庄支部